

**平成 28 年度第 1 回液化石油ガス規格委員会
議事録**

I 日時： 平成 28 年 6 月 29 日（水） 14：00～16：00

II 場所： 高圧ガス保安協会 第 1・第 2 会議室

III 出席者（敬称略、順不同）

委員長： 小川

委員： 澤、佐藤、佐々木、間宮、安藤、牛島、塚口、榎本、中村、三宮、兵頭、北條

KHK： 北出、高橋、原、柴野

IV 配付資料

資料 1-1 液化石油ガス規格委員会 委員名簿

資料 1-2 液化石油ガス規格委員会 委員名簿変更

資料 1-3 バルク関係基準分科会 委員名簿変更

資料 1-4 バルク関係基準解釈専門分科会 委員名簿変更

資料 2 平成 27 年度第 2 回液化石油ガス規格委員会議事録（案）

資料 3 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の改正について

資料 4-1 バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）改正案新旧対照表

資料 4-2 バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）改正案

資料 5-1 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）（2015）改正案新旧対照表

資料 5-2 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）（2015）改正案

資料 6-1 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案新旧対照表

資料 6-2 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案

資料 7 液化石油ガス器具等関係基準の改正について（報告）

資料 8 液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～33 年度）（案）について

別添 1 密閉型磁粉探傷試験について

別添 2 消防危第 37 号 危険物規制事務に関する執務資料の送付について
（平成 28 年 3 月 1 日）

V 議事概要

1 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2 定足数の報告

事務局より、本日の出席委員が 13 名（1 名遅れて出席）であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数（9 名）を満足していることの報告があった。

3 前回議事録（案）の承認

資料 2 「平成 27 年度第 2 回液化石油ガス規格委員会議事録（案）」に基づき事務局から説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員（12 名）の過半数（7 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4 「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）改正案」、「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）（2015）改正案」及び「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案」について、事務局より、資料3、資料4-1、資料4-2、資料5-1、資料5-2、資料6-1、資料6-2に基づき説明を行い、以下の意見交換等があった。

- ・ KHKS 附属書 B 「密閉型磁粉探傷試験によるバルク貯槽の非破壊検査基準」（以下「附属書 B」という。）に規定するバルク貯槽外面塗膜の膜厚測定について、平成 25 年度から平成 27 年度までに実施した調査の結果、膜厚が 200 μm 以上の場合、確実な欠陥検出ができないということによろしいか。

→昨年までの調査の結果、このように評価をした。

- ・ 部分的に膜厚が 200 μm を超える箇所には、附属書 B に規定する密閉型磁粉探傷試験は適用できないという理解でよろしいか。

→そのとおり。

- ・ 緊急遮断装置の作動性能試験について、油圧式、空圧式又は窒素式はそれぞれ別の流体を利用しているため、個別に遮断性能試験基準を定めなくてもよいか。

→どの方式であっても正常に遮断弁が作動することを確認するように作動性能試験方法及び合格基準を規定している。

以上の意見交換等の後、「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（2015）改正案」、「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）（2015）改正案」及び「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（2015）改正案」について規格委員会規程第 20 条に基づき、書面投票を 7 月 1 日から 7 月 15 日までの期間（15 日間）、パブリックコメントを 1 ヶ月間実施することについて採決を実施したところ、出席委員（13 名）の過半数（7 名）以上の同意（満場一致）を得た。

5 「液化石油ガス器具等関係基準の改正について（報告）」について事務局より、資料 7 に基づき報告を行い、意見等はなかった。

6 「液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～33 年度）（案）」について事務局より、資料 8 に基づいて説明を行い、以下の意見交換等があった。

- ・ 随時見直しとなっている基準を除くもののうち、平成 27 年度及び平成 28 年度において連続して改正作業を実施しているものがあるがなぜか。

→平成 27 年度において 5 年ごとの定期見直しを行い、平成 28 年度においては基準名の改正等軽微な改正を行ったため。

- ・ LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）については随時見直しとなっているが、次回の改正年度は定めていないのか。

→定期的な見直しは他の基準と同様に行っているが、これに加えて必要があればその都度検討する措置となっている。

以上の意見交換等の後、「液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～33 年度）（案）」について採決を実施したところ、出席委員（13 名）の過半数（7 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

以上